

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

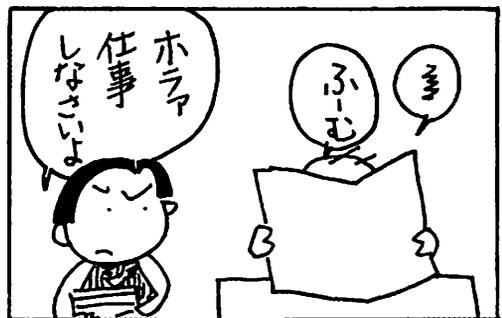
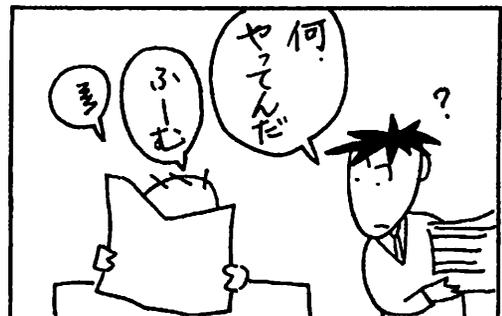
## 商品先物取引での損失と損益通算

**Q** : 商品先物取引で生じた損失を、事業所得として、給与所得と損益通算をした件で、審査請求が行われていたようですが、その内容を教えてください。

**A** : この事例は、6年分、7年分の確定申告に当たり、それぞれ数百回にわたる商品先物取引により生じた損失を事業所得上の損失として、勤務先からの給与所得との損益通算により、還付となる申告を行っていたものを、国税当局が、この商品先物取引は事業所得の基因となる事業に該当せず、損失は雑所得となるため、損益通算はできず損失は無いものとして扱われていることから、還付を認めないとともに、過少申告加算税の賦課決定を行ったことを不服として審査請求したものです。

審判所では、請求人は勤務先である法人からの給与収入で生計を立てていること、取引の注文は出勤前や昼休みに電話で行っていること、取引を行うために特別な人的・物的設備を有していないことなどから、勤務先法人における勤務を本業とし、先物取引はその勤務の傍ら行っているにすぎないとしています。

このようなことから、この先物取引は、事業所得の基因となる事業といえるための要件である営利性、有償性、継続性及び反復性がないとまではいえないものの、その他の要件を欠き事業としての社会的客観性が具備されているとはいえず、いまだ対価を得て継続的に行う事業に該当するとは認められないとの裁決が下されています。



KIMIYO-I